

## 久喜市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

久喜市母子保健法施行細則（平成25年久喜市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「被保険者証等の」を「被保険者等に係る」に改める。

様式第1号及び様式第8号中「被保険者証等の」を「被保険者等に係る」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。